



知っていますか？

公務災害認定・補償制度

【contents】

- 1 公務災害とは？……………02
- 2 公務災害の事例……………04
 - 脳・心臓血管疾患など……………04
 - 心の病、自殺……………05
 - 頸肩腕障害（頸肩腕症候群）……………06
 - 腰痛症……………07
 - アスベストを吸って病気に罹患した場合…08
- 3 通勤災害……………09
- 4 公務災害に係る手続……………10
 - 公務災害認定請求手続……………10
 - 不服申し立て……………12
 - 裁判（行政訴訟、損害賠償請求訴訟）……13
- 5 公務災害の申請・認定状況……………14
- 6 公務災害認定基準とは？……………15



人員抑制や仕事の増大・複雑化により職場での働き方が厳しいものとなるにつれ、業務中のけがや業務に起因した病気の療養を補償する公務災害認定・補償制度の重要性は増えています。特に近年、**長時間労働や職場の人間関係、住民とのトラブルなどによるメンタルヘルス不調、脳・心臓系疾患増加が大きな問題**になっています。

職場の労働安全衛生活動を強化するとともに、発生した災害に対し認定を求めるとりくみを職場からすすめることが、健康で働き続けられる労働環境改善にもつながります。

このパンフレットは、労働組合が公務災害認定・補償制度の**概要を学び組合活動の中に認定闘争を位置づけ、職場での運動をすすめるために**作成したものです。



1 公務災害とは？

制度の概要

■ 公務災害の定義

公務災害とは、公務上の災害を指します。(地方公務員災害補償法1条)
「公務上」と認められるためには二つの要件が必要です。

1 公務遂行性

職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと

2 公務起因性

公務と災害との間に相当因果関係があること

→具体的な基準は「公務上の災害の認定基準について」で定められています。

(平成15年9月24日地基補第153号) →p15参照

この場合の「災害」とは、「負傷、疾病、障害又は死亡」を指します。

また、通勤による災害も対象となります。→詳細はp9

■ 補償内容 (法25条)

公務災害・通勤災害と認定されたときの補償には、下記のようなものがあります。

1 療養補償(法26条~27条)

負傷等に対する治療にかかる費用が支払われます。

2 休業補償(法28条)

負傷等で仕事を休んだ場合の給料の一部が支払われます。

3 傷病補償年金(法28条の2~28条の3)

一定の重い負傷等が長期間治らない場合に年金が支払われます。

4 障害補償(法29条)

イ 障害補償年金(同条3項)

ロ 障害補償一時金(同条4項)

後遺症の重さに応じて、障害等級が1~7級の場合には年金、8~14級の場合には一時金が支払われます。

5 介護補償(法30条の2)

一定の重い負傷等が長期間治らない場合で介護が必要な場合に、介護に必要な費用が支払われます。

6 遺族補償(法31条)

イ 遺族補償年金(法32条~35条)

ロ 遺族補償一時金(法36条~38条)

公務災害で亡くなった方と一定の関係^(※)にある遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)がいる場合には、その遺族には年金が、いない場合には遺族に一時金が支払われます。

7 葬祭補償(法42条)

葬儀費用が支払われます。

※配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で、職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者。但、夫・父母・祖父母は60歳以上。
子・孫は18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあること。
兄弟姉妹は60歳以上又は18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあること。



■ 適用される制度は、雇用形態によって違います

地方公務員災害補償基金は、地方公務員のうち常勤の職員及び常勤の職員に準ずる非常勤の職員(常勤的非常勤職員)の災害に対して補償を行います。

1 常勤的非常勤職員:常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている職員。

2 その他の非常勤職員:法に基づく条例、労働者災害補償保険法、船員保険法等の法令に基づき、国又は地方公共団体が補償の実施にあたることになっています。

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤職員 (常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員を含む)	一般職 特別職	全職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤職員 (上記以外の者)	一般職	(1) 臨時職員等(他の法令の適用を受けない者)	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2) 臨時職員等(水道、交通、清掃等労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者)	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3) 船員	船員保険法	国 (厚生労働省所管)
	特別職	(1) 議員、行政委員会の委員、地方公共団体の付属機関の委員、統計調査員、民生委員、母子相談員、婦人相談員(他の法令の適用を受けない者)	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2) 嘱託等(労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者)	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3) 失業対策事業の労働者等	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(4) 消防団員及び水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体
		(5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体

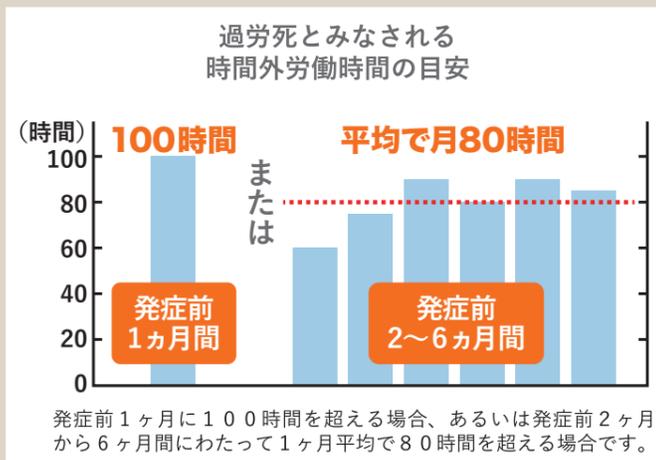
※2020年4月施行の会計年度任用職員についても、上記に準じる。

脳・心臓血管疾患など

認定基準について

脳や心臓の疾患の発症が公務災害か否かは「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について」（平13・12・12 理事通知・地基補239号、同240号）の認定基準で判断されます。

日常の業務と比較し特に過重な業務に従事したことによる肉体的・精神的な負担によって高血圧や動脈硬化等の要因や持病が急激に、かつ、著しく悪化した場合、公務災害と認められます。



事例1 市役所職員Aさんの場合（急性心筋梗塞）の場合

Aさんは、市の下水道局の下水建設部で、技術職の職員としての専門知識経験を要求される難易度の高い職務に従事。係長として長期間にわたり日常的な超過勤務状態、とりわけ深夜休日に及ぶ現地での説明会や補償交渉、苦情処理等の対外的折衝調整事務など精神的にも緊張を伴う仕事に従事し

ました。その結果、持病の冠状動脈硬化症を悪化させ、急性心筋梗塞を発症し亡くなりました。

Aさんの死亡は公務に起因するものとして公務災害と認められました（倉敷市役所職員事件・広島高裁岡山支部 平12.10.26 判決）。

事例2 町役場職員Bさん（くも膜下出血発症）の場合

Bさんは、中越地震で大きな被害を出した新潟県小千谷市に派遣され、被災地支援活動に従事。余震がおさまらず、民家が崩壊し信号機が機能せずマンホールが突き上げられている状態の中、支援物資や水道水の入った段ボール箱をリレー方式で移動する活動などに従事。パチンコ店の駐車場にテントを張って野営し、寝袋で就寝せざるを

えませんでした。到着から解散までのBさんの拘束時間は62時間に及び、くも膜下出血を発症。

脳動脈瘤等の持病が過酷な公務により著しく悪化し、くも膜下出血を発症したとして、公務災害と認められました（B町役場職員事件・東京地裁 平25.4.25 判決）。

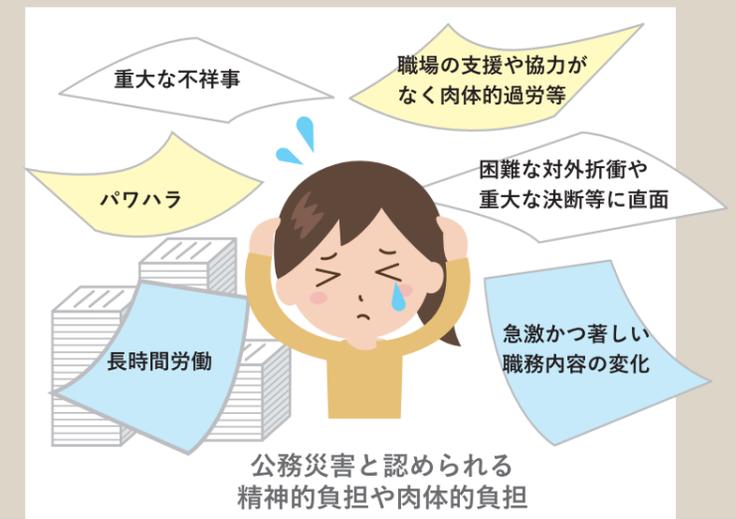
心の病、自殺

認定基準について

精神疾患や自殺については「精神疾患等の公務災害について」（平24.3.16 地基補61～63号）で公務災害の認定基準が定められています。

公務により異常な出来事・突発的事態に遭遇したり、日常の業務と比較して特に過重な業務に従事したこと等による強度の肉体的疲労や精神的ストレスによって精神疾患を発症したことが、医学的経験則に照らして認められる場合、公務災害と認められます。精神疾患を発症した結果、自殺に至った場合も含まれます。

公務災害と認められる精神的負担や肉体的負担には、①長時間労働だけでなく、②パワハラ、③重大な不祥事、④休業や欠員が生じ、職場の支援や協力がなく肉体的過労等が発生させた場合、⑤組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝や重大な決断等に直面した場合、⑥組織改革や人事異動等による急激かつ著しい職務内容の変化なども含まれます。



事例3 市役所職員・課長のCさんの場合

Cさんは、未経験の福祉部門へ異動。児童課は仕事の種類や難易度の高い仕事が多く、さらに、遅れが生じていた保育システムの完成やファミリーサポートセンター計画へ早急に対応が迫られ、業務量が著しく増加。Cさんの上司Xはパワハラで知られた人物で、Cさんは、Xから報告やヒヤリングを求められ

たり、必要な決済がなかなか得られなかったり、XがCさんの部下を大声で激しく非難するなどの事態に直面。Cさんが精神障害を発症し自ら命を絶ったのは、公務によるものと認められました（A市役所職員うつ病自殺事件・名古屋高裁 平22.5.21 判決）。

事例4 市役所職員・課長のDさんの場合

Dさんは、林地開発に関する事務及び合併に伴う条例案に関する事務に従事。農漁業用施設工事の実施に際して、受益者である農家等から分担金を徴収することを含み条例の制定のために、Dさんは、計17回の住民説明

会への対応、議会での答弁書の作成などを行い、時間外勤務は1ヶ月100時間超に。Dさんが精神障害を発症し自殺したのは、公務によるものと認められました（糸島市職員事件・福岡高裁 平28.11.10 判決）。

頸肩腕障害（頸肩腕症候群）

認定基準について

頸肩腕障害が公務災害かどうかは、「上肢業務に基づく疾病の取り扱いについて」（平 9.4.1 地基補 103 号、同 104 号ほか）の認定基準によって判断されます。

認定基準では、業務量の評価のほかに、①長時間、連続作業、②他律的かつ過度な作業ペース、③過大な重量負荷、力の発揮、④過度の緊張、⑤不適切な作業環境という質的な要因も含めて、業務の過重性を総合的に判断します。



事例 5 保育士 E さんの場合

保育士の E さんが従事した保育労働は、精神的な緊張度が高く、幼児にあわせた不自然な姿勢をとったりしなければならぬものです。十分な休憩がとれない疲労度の高い仕事であり、頸肩腕障害を発症。最高裁は保育士の保育業務について、上肢、頸

肩腕部等にかかりの負担のかかる状態で行う作業にあたることは明らかであるとして、経験則上、保育労働が頸肩腕障害を引き起こしやすいことを認め、公務災害と認定しました（横浜市保育園保母事件・最高裁 平 9.11.28 判決）

事例 6 給食調理員 F さんの場合

F さんは給食調理員として、釜や食器の洗浄、野菜の裁断、バケツでのくみ上げなど多様な仕事に従事。手腕の屈伸を繰り返したり、前屈みや中腰の姿勢を保持することも多く、頸肩腕障害を発症。給食調理作業は、上肢を

上げたままの姿勢や反復作業が多く、上肢等の特定の部位に負担のかかる作業を主とするもので、頸肩腕障害を発症させる危険があるとして公務災害と認められました（宇治市給食調理員事件・京都地裁 平 12.3.31 判決）。

事例 7 ホームヘルパー G さんの場合

ホームヘルパーとして訪問介護業務に従事していた G さんは、月に 6~10 回程度、身体介護が必要な困難度の高い業務を分担。中腰の姿勢で利用者の身体を支え続けなければならないこともあり、頸肩腕障害と腰痛症を発

症。同種同様の業務に従事していた多くの職員が G さんと同様の疾病を発症していることがうかがわれるとして、公務災害と認められました（吹田市介護職員事件・大阪地裁 平 25.7.29 判決）

腰痛症



認定基準について

基金は、腰痛症について「災害性の原因による腰痛」「災害性の原因によらない腰痛」の 2 つに分けて認定基準を定めています（昭 52.2.14 地基補 67 号、68 号）。

分類	定義	例
災害性	i) 公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、 ii) 腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、または基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるもの iii) 医学上療養を必要とするもの	重量物の運搬作業中に転倒し、瞬時に重量が腰部に負荷された
非災害性	i) (1) 比較的短期間（おおむね 3 ヶ月から数年以内）に次の業務に従事した場合 ① 重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然又は非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務 ② 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長時間にわたり持続して行う業務 ③ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務 (2) 又は、相当長期間（おおむね 10 年以上）にわたって次の業務に継続して従事し、胸腰椎に著しく病的な変性が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨変化の程度を明らかに越える場合 ① 重量物を取り扱う業務 ② 腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務 ii) 作業内容、態様、従事期間及び身体的条件からみて当該業務に起因して発症したと認められ iii) 医学上療養を必要とするもの	保育業務や給食業務の疲労性の腰痛症

事例 8 保育士 H さんの場合〈災害性〉

H さんは、保育園の餅つき大会でぎっくり腰になりました。餅つき大会における身体のひねりという直接的な動作に加え、腰部捻挫に至るまでの業務遂行、保育業務の特質、

保育士の就業状況をあわせて判断し、公務災害と認められました（吹田市保育園事件・大阪高裁 平 17.8.19 判決）。

事例 9 調理員 I さんの場合〈非災害性〉

中学校給食の調理業務に 7 年ほど従事した I さんは、調理作業中に腰に激痛を覚え、腰痛症と診断されました。立位又は軽度の前傾姿勢のまま長時間行う作業や 20

kg 以上の重い材料を運搬する作業など、全体として相当の腰部負担があるとして公務災害が認められました（福岡市学校給食公社調理員腰痛事件・福岡高裁 平 5.9.14）。

アスベストを吸って病気に罹患した場合

認定基準について

石綿（アスベスト）を吸い込むことで発症する疾患に、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚などがあります。

石綿を吸ってから非常に長い年月（20～40年）を経て発症します。

基金は、「労災保険制度における石綿による疾病の認定基準について」（平 24.3.29 基発 0329 第 2 号）で認定基準を定めています。

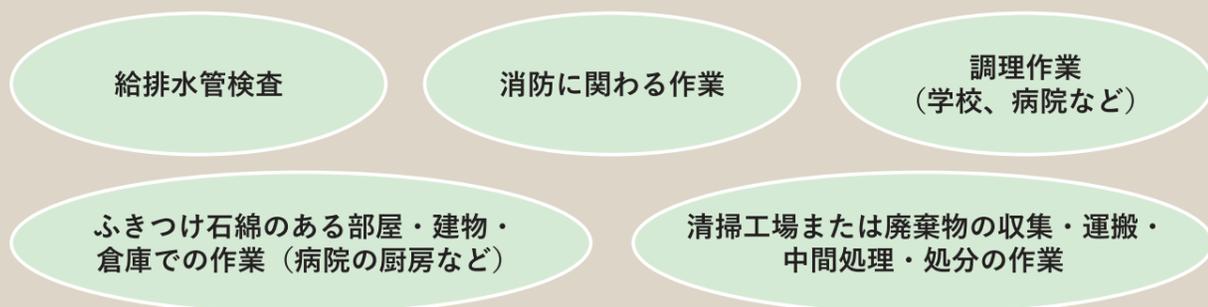
なお、遺族補償の時効期間が満了していても、労災保険と同様に特別遺族給付金を請求できます（平 20.12.1 地基企 79 号）。



公務労働で石綿にさらされる危険性

現在、石綿の使用は全面禁止ですが、過去に使用された建造物や設備が残存しており、その修繕や解体等の工事で石綿建材等が飛散し、新たな被害を生み出す危険性があります。

次のような職場で、過去に石綿にさらされたり、今後さらされる場合があります。



厚生労働省のホームページの「アスベスト（石綿）に関するQ&A」が充実しています。アスベストの公務災害申請について詳しく知りたい方はご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/topics/tp050729-1.html



事例 10 電気工事監督者だったJさんの場合

悪性胸膜中皮腫によって死亡したJさんは、発症の20年以上前に公共施設の新築工事の電気設備工事の監督業務に従事していました。Jさんは、作業現場でほぼ毎日工事の進捗状況等の確認を行っていましたが、

現場ではアスベストが含まれる資材の切断により粉じんが飛散しており、アスベストを吸引したと考えられるとして公務起因性が認められました。（平 21.8.31 地公災基金 浜松支部長）

どのような場合が通勤災害か？

「勤務のために」次の移動を「合理的な経路及び方法」により行うことに起因する災害をいいます。

- ① 「住居」と「勤務場所」との往復
- ② 2か所以上の場所で就業する場合、就業の場所から自分が通勤災害の申請をしようとしている勤務場所への移動
- ③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動（出勤または退勤にあたるもの）

分類	通勤災害にあたるケース・あたらないケース
勤務	○ 勤務または通勤に関係あるもの（定期券など）を忘れて取りに戻る場合 ○ 公務災害の対象となるレクリエーションなどに参加する場合 ○ 労働組合活動等に従事した後の帰宅。但し、長時間（2時間程度）を除く。 ○ 昼休みに昼食を食べるために帰宅するときの往復
住居	○ 家族とともに生活している家からの出勤 ○ 早出や長時間の残業、交通ストライキのために臨時に用いる旅館等からの出勤 × 麻雀や飲み会をした友人宅からの出勤
勤務場所	○ 通常の勤務提供場所 ○ 外勤職員の外勤先 ○ 公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場所
合理的経路	○ 所属に届け出ている経路、これに代替することが考えられる経路 ○ 道路工事などやむを得ない理由があって迂回する場合 ○ 共働きの人が託児所等に子供を預けに行く場合 × 近道をするために電車の線路内を通った場合
合理的な方法	○ 電車やバスなど公共交通機関を利用する場合 ○ 自家用自動車、自転車等を使用する場合 ○ 徒歩による場合 ○ 免許不携帯 × 無免許運転・泥酔運転

（昭和 62 年 5 月 20 日地基補第 81 号理事長通知より作成）

逸脱・中断にあたる場合

通勤経路から逸れたり（逸脱）、通勤を途中でやめたり（中断）すると、その間とその後の往復は通勤と認められません。

もっとも、逸脱や中断が日用品の購入、その他これに準ずる日常生活上必要な行為であり、やむを得ない事由により行うための最小限度のものの場合、経路に戻った後の災害については通勤災害と認められます。

逸脱・中断にあたるケース（×）・あたらず通勤災害となるケース（○）		
○	日用品の購入に該当するもの（飲食品、家庭用薬品、医療品、家庭用燃料、身の回り品、文房具、書籍類、電球、台所用品、子供の玩具等）	○ 病院または診療所において診察または治療を受ける
		○ 選挙権の行使
○	日用品の購入に準ずるもの（例：独身職員が通勤途中で食事をする、クリーニング店に立ち寄る、理髪店等に行く、税金や光熱水費等を支払いに行く）	× 装飾品、宝石等の奢侈品、耐久消費財、スポーツ用品の購入
		× 通勤途中で娯楽等のため、麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食をする場合
		○ 経路上の店で、たばこ、雑誌等の購入
		○ 駅構内でソバ等を立ち食い

(1) 認定請求手続の流れと補償の体系

地方公務員災害補償基金(各都道府県・各政令指定都市に支部が設置されている)が管轄する認定請求手続及び補償の種類と体系は、以下の通りです。

被災者が存命しているのか否か、療養開始後の期間、後遺症の程度などにより補償の種類が異なりますので、自分がどの段階にいて、どの補償が受けられるのかに留意しましょう。



被災した時の手続きの流れ

被災してけがや病気になった場合、どのような手続きが必要なのか確認しましょう。

1 医療機関で

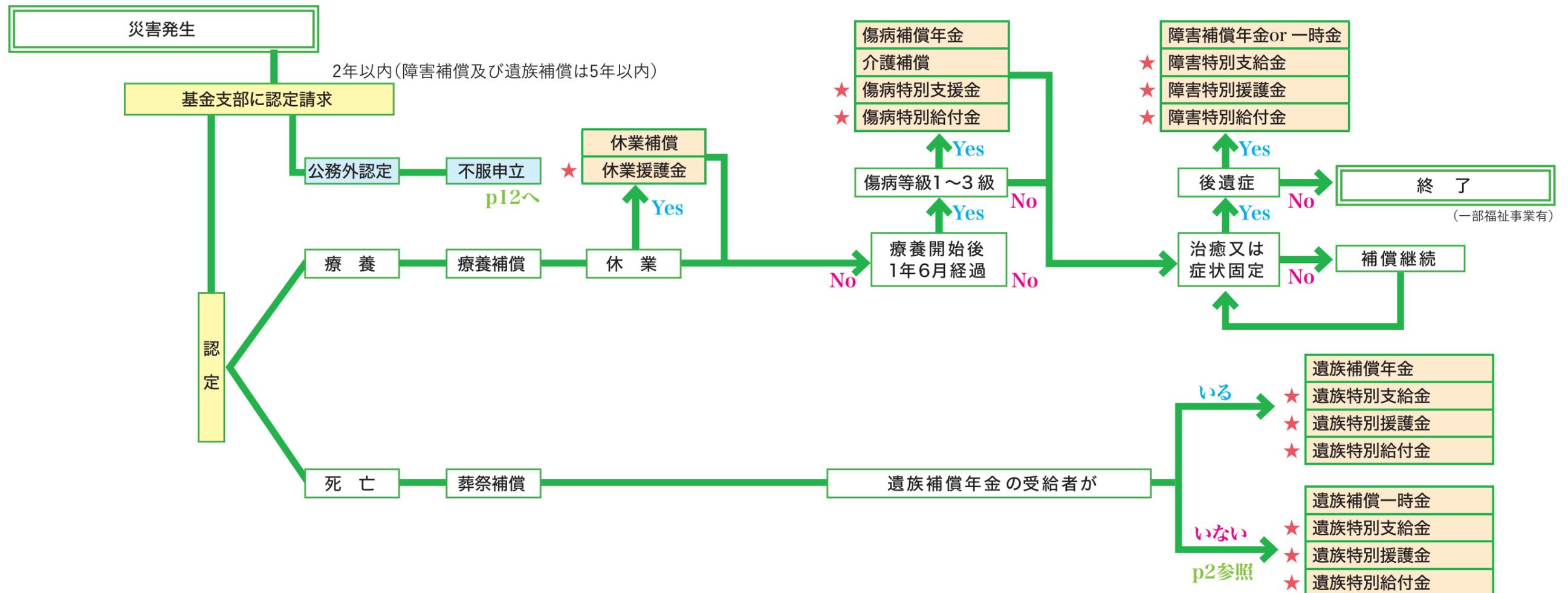
公務・通勤災害の認定請求をすることを話し、医療費等の請求を一時保留してもらいましょう。申請用の診断書を書いてもらいます。

2 所属長に申請

所属長に事故にあったことを報告し、認定請求書と診断書とともに提出します。(申請書類は、各基金支部のHPからもダウンロードできます)所属長は証明を付して提出書類を任命権者へ送り、任命権者が意見を付して基金支部へ送ります。この間に、事実関係の調査などが行われます。

3 認定通知

基金支部が審査をし、該当・非該当の認定を行います。その結果は、請求者及び任命権者へ通知されます。

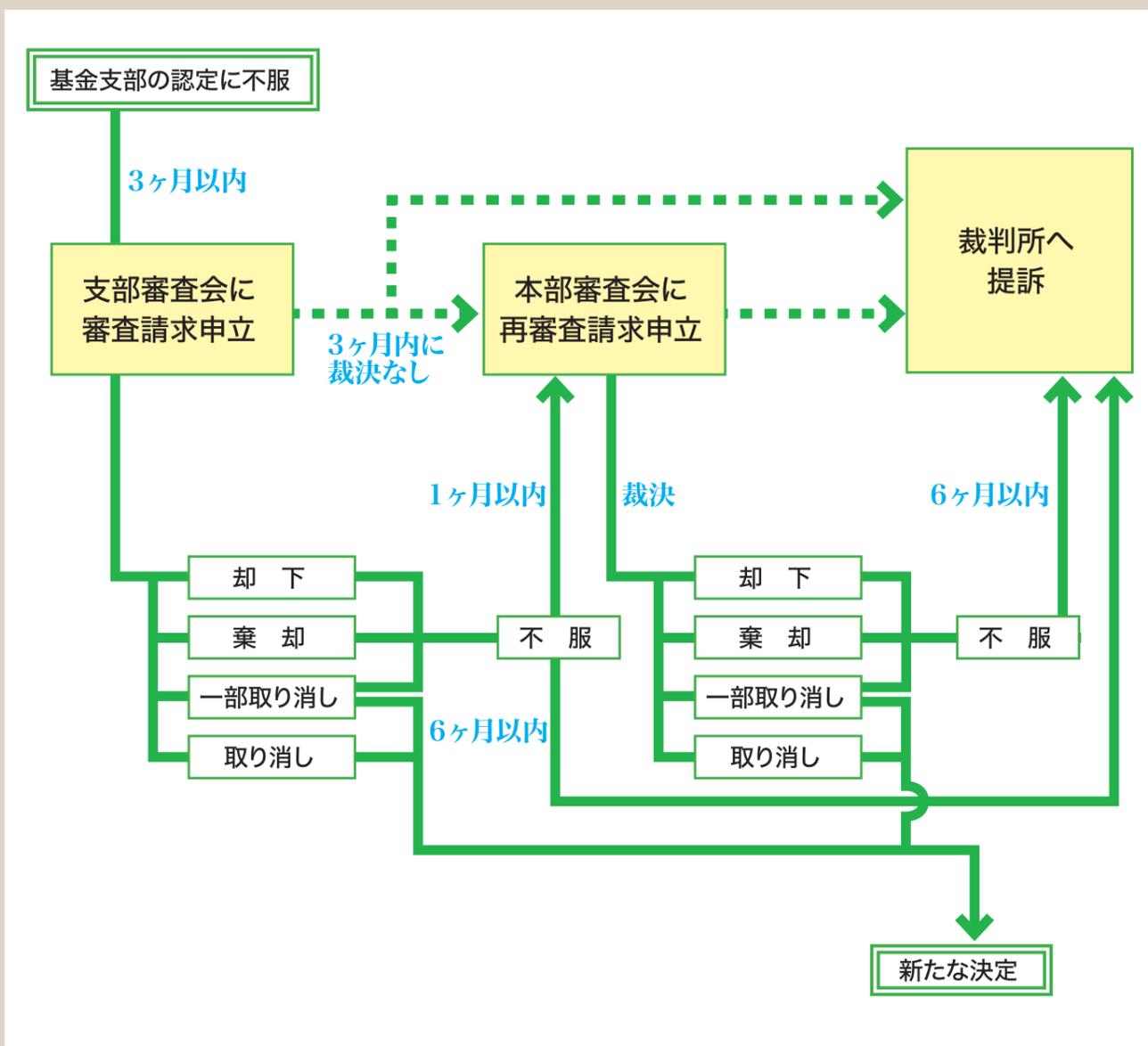


★ 福祉事業…法的義務のある補償ではないが、被災職員・遺族のための付加的給付。

(2) 不服申し立て

■ 不服申し立ての流れ

地方公務員災害補償基金の決定に不服がある場合には、各都道府県および政令指定都市に設置されている基金支部審査会に不服申し立てができ、さらに支部審査会の決定に不服がある場合には、東京にある本部審査会に不服申立ができます。また、一定の要件を満たせば裁判所への訴訟提起も可能です(13頁)。申立をするにも、相談を受けるにも、現在、どの段階にあるのかを把握することが重要です。



(3) 裁判(行政訴訟、損害賠償請求訴訟)



公務災害認定手続に不服がある場合には、認定の取消を求めて裁判所に提訴をすることができます。一方、災害の原因を作った者に対する損害賠償を求めて提訴することもでき、この二つの手続は平行して行うことができます。

※行政訴訟とは?

行政における「公務外」認定を取り消すための裁判所における手続

■ 行政訴訟(取消訴訟)

1 訴訟が提起できる場合

支部審査会の裁決について不服がある者又は本部審査会の裁決を経てもなお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。(法第56条、行訴法第3条第2項、第3項)

審査請求した日の翌日から起算して3か月を経過してもなお裁決がない場合は、裁決を経ないで、処分取消しの訴えを提起できます。(行訴法 第8条第2項)

再審査請求をした場合には、本部審査会の裁決を経る前にも、裁判所に対して取消訴訟を提起することができます。

2 期間

支部審査会又は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(行訴法第14条第1項)

3 被告と管轄裁判所

地方公務員災害補償基金を被告として、基金本部または支部長の所在地を管轄する地方裁判所に「処分取消しの訴え」を提起することができます。(行訴法第12条第1項)。

■ 損害賠償請求

災害の原因を作った者(交通事故の加害者、パワーハラスメントの加害者など)に対して賠償を請求する手続です。相手が公務員の場合は、国家賠償請求訴訟になります。また、災害の原因が職場環境や働き方に由来する場合には、そのような職場環境や働き方を放置した雇い主に対して、安全配慮義務違反を理由に損害賠償請求をすることができます。

非正規職員の公務災害申請の問題

2~3頁の表のように、非正規職員は職種や任用根拠、労働時間によって適用される補償制度が異なってきます。自分がどの補償制度の適用となるのかよくわからなかったり、そもそも公務災害にあたると思わず申請しない人が多いのが現状です。

さらに、自治体によっては非正規職員の場合、本人や遺族からの申請を認めない条例となっているところもあります。2018年7月20日に総務省から見直しを求める通知が出されましたが、未だ改善されていない場合は、改正を求めましょう。

5 公務災害の申請・認定状況



■ 過労による公務災害が増加

1 公務災害認定の状況

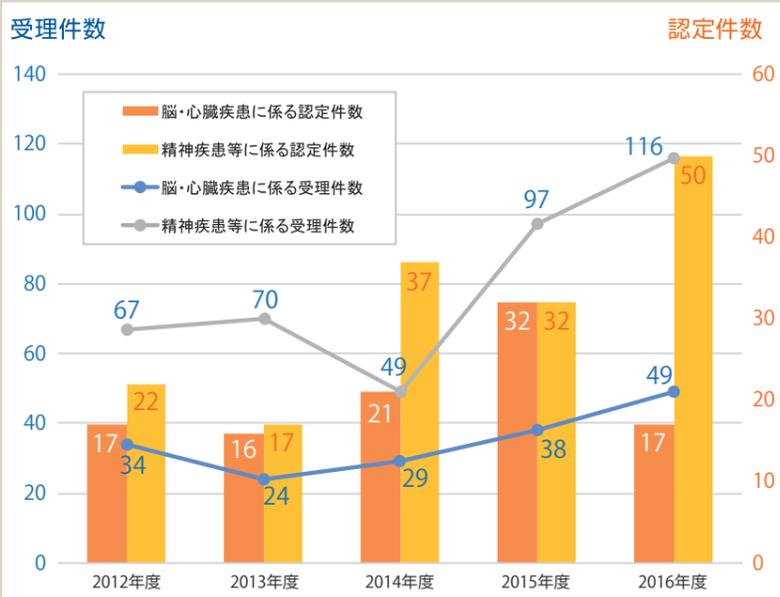
地方公務員災害補償基金の発表によれば、2017年度に公務上の災害として認定された件数は26,211件(うち死亡事案に係るものは35件)で、前年度に比べ853件(3.4%)増加しています。また、通勤災害として認定された件数は3,146件で、前年度に比べ342件(12.2%)増加しています。

一方、1000人当たりの公務災害認定数を職種別にみると、多い順に、医師・歯科医師(37.96件)、清掃業務員(29.77件)、調理員(23.62件)、看護師(20.99件)などとなっています。(2016年度の数)

2 増える脳・心臓・精神疾患による申請

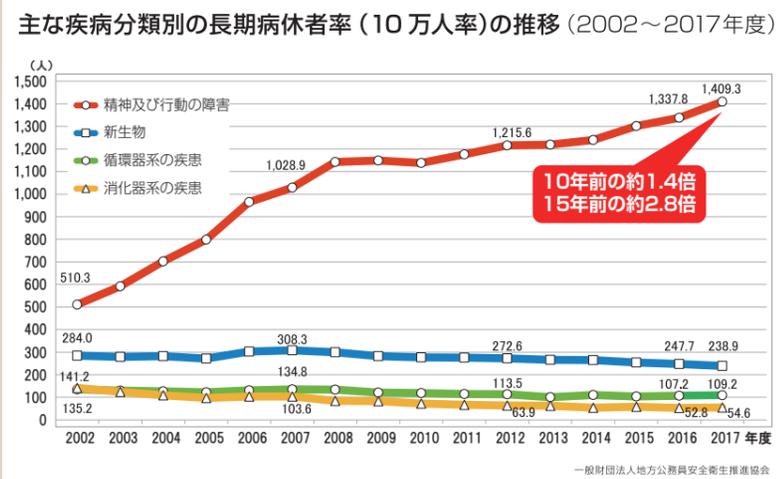
近年、人員削減と業務の複雑困難化を背景に、過労による健康破壊が進んでいます。これを反映し、脳・心臓疾患による公務災害申請の件数は2012年度に34件(うち死亡11件)であったのが、2016年度には49件(同17件)、また精神疾患による申請は同じく67件(うち死亡7件)から116件(同28件)と、大幅に増えています。

しかし認定件数は申請件数から見て極めて低位で推移しており、審査内容が問われます。



3 精神疾患による病休は1.4倍化

(財)地方公務員安全衛生推進協会の調査によれば、「精神及び行動の障害」による長期病休者の割合は年を追って増え、2017年度には10年前の約1.4倍にも達しています。この間の人員削減と業務の複雑困難化が背景にあることがわかります。



6 公務災害認定基準とは？

公務災害認定請求をして、公務上と認められるためには、行政通達である「公務災害認定基準」を満たす必要があります。

認定基準は、地方公務員災害補償基金のホームページ(<http://www.chikousai.jp/reiki/tuutatu-nintei/tuutatu-nintei.php>)で閲覧できます。



関係法令	事例参照頁	
公務上の災害の認定基準について	平成15年9月24日地基補第153号	
出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について(通勤災害)	昭和48年11月26日地基補第541号	9
「通勤」の範囲の取扱いについて(通勤災害)	昭和62年5月20日地基補第81号	9
レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について	昭和48年11月26日地基補第542号	
放射線障害の公務災害の認定について	昭和57年11月26日地基補第328号	
腰痛の公務上外の認定について	昭和52年2月14日地基補第67号	7
上肢業務に基づく疾病の取扱いについて(頸肩腕症候群など)	平成9年4月1日地基補第103号	6
石綿による疾病の公務災害の認定について(アスベスト疾患)	平成21年6月1日地基補第161号	8
心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について(心筋梗塞、脳梗塞など)	平成13年12月12日地基補第239号	4
精神疾患等の公務災害の認定について(うつ病などメンタルヘルス疾患)	平成24年3月16日地基補第61号	5
潜在性結核感染症の取扱いについて	平成24年11月20日地基補第299号	
傷病等級の決定について	昭和52年6月10日地基補第296号	
障害等級の決定について	昭和51年10月29日地基補第599号	

■ まずは労働組合や弁護士に相談を

被災者や遺族が認定請求をしさえすれば、あとは地方公務員災害補償基金が情報や証拠を集めて、公務災害認定基準に合致するかどうかを判断してくれるというものではありません。請求者自らが証拠を集め、主張を行う必要があります。

また、認定基準は、複雑かつ多岐にわたっており一般の方がその内容を正確に理解することは困難です。仮に理解できたとしても、その基準を満たすために、どのような証拠を出せばいいのか、誰にどのような聞き取りを行えばいいのか、聞き取った内容をどのように整理して主張すればいいのかなどについては、専門家の助けを借りる必要があります。

自らや家族が被災した場合には、直ちに労働組合や弁護士に相談をし、公務災害申請の段階から専門家の助けを求めるべきです。

組合役員の皆さんへ

公務災害認定・補償制度は、職場の仲間に十分知られているとはいえません。業務中・通勤時のけがや業務に起因した病気となったとき、補償制度の紹介や請求手続きについての相談にのることは労働組合の役割です。また、残念ながら現状では、使用者が公務災害認定請求に協力的でない場合も多くありますので、被災者の側に立つ労働組合の力は重要です。

しかしそうは言っても、役員誰もが具体的なことまで詳しい訳ではないでしょう。そうした時、**自治労連全国弁護士団や、地方組織・単組に協力している弁護士が、サポート**してくれます。所属の組合を通じて各地方組織にご連絡いただければ、弁護士をご紹介します。

もちろん、日頃から労働安全衛生活動にとりくみ、災害が発生しないような労働環境を作っていくことも大切です。



仕事の原因で 心身の故障を抱えている方へ

労働組合は、あなたの苦しみに寄り添い、公務災害申請や問題解決のサポートをします。また、再発防止のための職場環境改善に向けて取り組みます。

どうか周りの組合役員に**声をかける**か、組合事務所に**ご連絡ください**。

